

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部改正について

1 条例改正の経緯

平成30年9月14日に開催した「平成30年度第1回愛知県地域医療支援センター運営委員会」において、「愛知県地域医療確保修学資金貸与条例」の以下の条文について改正することについて承認されたことに伴い、条例改正の事務を進め、愛知県議会平成31年2月定例議会において《議決された》。

- ①地域枠医師が従事する医療機関について〔条例第1条関係〕
- ②修学資金の貸与者について〔条例第2条関係〕
- ③専門研修に係る義務年限の算入について〔第8条第4項関係〕

2 条例改正の内容

改正の内容	改正前	改正後
地域枠医師が従事する医療機関の対象の拡充	公的医療機関(独立行政法人が開設する病院を含む)	公的医療機関(独立行政法人が開設する病院を含む) 社会医療法人が開設する医療機関
修学資金貸与者の要件の明確化	県内の医師確保が困難な地域の指定医療機関において、将来、診療業務に従事する意思がある者	県内の医師確保が困難な地域の指定医療機関において、将来、診療業務に従事する意思を持ち、大学医学部に「地域枠」にて入学した者
専門研修に係る義務年限に算入できる期間の拡充	専門研修期間のうち、2年間	専門研修期間のうち、 指定医療機関で研修した場合はその全期間。 指定医療機関以外の医療機関での研修期間が2年未満の場合はその期間、2年を超える場合は2年間。

3 適用時期

平成31年4月から適用